# 第2回 BRITISH COUNCIL AND UK-JAPAN EDUCATION FORUM SCHOLARSHIP 受賞論文発表

## 学校におけるヘテロセクシズムを越えるために - 日英比較研究からの視座と可能性-

### 小宮明彦 (早稲田大学大学院)

#### 1 問題設定

1990年代に入り、それまでは可視化することを許されなかった性的少数者が自らの性と生を語りはじめた(1)。例えば、同性愛者によって同性愛(者)を忌避・嫌悪する社会規範に対して異議申し立てが行われるなど、同性愛(者)への抑圧に抵抗する試みがなされ始めている(2)。私はこれまで、全人口の4%とも9%とも言われている(3)同性愛者の置かれている状況に関心を寄せ、教育現場に遍く存在する、同性愛の子どもが置かれている状況を明らかにすべく試みてきた。レズビアン雑誌、ゲイ雑誌に寄せられた中高生の投稿から、同性愛の子どもたちは、同性愛(者)に関して圧倒的に否定的な情報が多い社会状況にあって同性愛(者)に関する正確な情報を得ることもままならず、自己否定感と仲間集団での疎外感に苛まれつつ、心理的、社会的孤立を深めている実態が明らかとなった(4)。卑近な例を引けば、友達との会話で異性が好きなふりをせざるを得なかったり、友達が同性愛者を笑いのネタにするような冗談を言った場合に無理をしてでも笑わざるを得なかったりなど、精神的に疲弊するような状況があることが明らかとなった。

同性愛を忌避・嫌悪する社会規範は家庭・学校・地域など社会の隅々にまで浸透しており、それぞれの場が相互に連関しあってそのような規範が拡大・深化されていると思われるが、正確な情報の発信が求められる学校が、むしろ同性愛(者)に関する偏見を助長して同性愛を忌避・嫌悪する社会規範を再生産する場として少なくない役割を果たしているのではないかと思われる。そこで私は、将来的に、学校現場に一定期間身を投じて、同性愛を忌避・嫌悪する規範が学校でどのように再生産されるのか実証的に明らかにしたい。それを基に、同性愛の子どもたちが疎外されることなく安心して自己を形成できる学校とするために若干の実践的提案を試みたい。さらに、同性愛の子どもたちの権利を十全に擁護し異性愛の子どもたちを偏見・差別意識から解き放つための理論構築を試みたい。

本稿では、以上の研究の枠組みを設定し、日英における比較研究の視座からの展望を概観することを目的とする。

#### 2 研究視角

近年、ジェンダー/セクシュアリティ論は性科学、社会学、医学、文化人類学などあらゆる 研究領域で知見が積み重ねられ、語や概念の定義も日々微妙に揺れている。そのためここで、

(A)私が援用したい概念の意味を確認し、(B)(A)をもとに概念枠組み及びその相互の 連関関係を整理・明確化し、実態分析の視角を提示する。

#### (A) 概念規定の試み

セクシズム:性別を理由に人を差別する制度とその実践を言い、とくに女性に対する不公平な偏見、固定化された女性観、男性にとっていかに魅惑的で性的利用価値があるかで女性を評価すること(5)。

ジェンダー:社会的に押しつけられた男女の区別(6)。一般に、家庭の主たった収入を得る生産労働を担う/家事育児などの再生産労働を担う/勇敢である/優美である/闊達・活発である/奥ゆかしく慎ましいなど、「男らしさ」「女らしさ」と呼ばれるものである。ジェンダー規範とは、女は/男はこうあるべき、という規範のことである。

ヘテロセクシズム:異性愛主義的な性のあり方やライフスタイルに代わる生きかたに対する 偏見や無知(7)。一般に、異性愛のみを正統な性愛の在り方だとしてそれ以外の性愛のあり 方を認めない思考様式と行動方針。

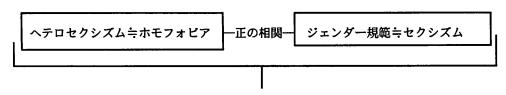
ホモフォビア:一般に、同性愛嫌悪(症)を指し、同性愛(者)を忌避・嫌悪する心的態度をいう。ヘテロセクシズムが社会における同性愛を嫌悪し異性愛に価値を置く思考様式や行動方針を社会学的にいうときに多く用いられるのに対して、ホモフォビアは同性愛を嫌悪し異性愛に価値を置く心的態度を心理学的に言うときに多く用いられる。

#### (B) 実態分析の視点と枠組み

これまでジェンダー規範は女性を抑圧・差別し、ヘテロセクシズムは同性愛者を抑圧・差別するものであると考えられてきているが、両者は分かちがたく結びついており表裏一体の関係にあることが指摘されている(8)。ジェンダー規範とは、生産労働を男性に割り振り再生産労働を女性に割り振る、女子より男子により高い学業達成やより高い運動能力を期待するなど、男性を優位に置き女性を劣位に押しとどめるものだが、このジェンダー規範は異性愛主義と男性優位主義を前提に成り立っている。「男の子なんだからそんなことじゃだめだ。しっかりしなさい」、「女の子だから勉強はほどほどでいいからもっと家の手伝いをしなさい」などの言葉かけは、「将来あなたは妻子を養い守っていくのだから」、「将来あなたは夫や子どものために家のことを切り盛りしていくのだから」という前提があってのものである。女性に求められる、体があまり大きくない/補助的役割を担う/奥ゆかしく慎ましい/弱音を吐くことを比較的許される/男子ほど高い学業達成が求められない、男件に求められる、体があまり小さく

ない/主導的役割を担う/闊達・活発である/弱音を吐くことが許されない/女子より高い学業達成が求められる、などのジェンダー規範は、将来的に女性は男性と、男性は女性と、つまり異性とつがい、力強く勇敢な男性が生産労働を担って主導的役割を果たすという、異性愛主義及び男性優位主義を前提としている。雄々しい(男々しい)という言葉が肯定的な意味を持ち、女々しいという言葉が否定的な意味を持つことも、男性的であることが高く価値付けられていることを端的に表していると言えよう。従来、ジェンダーと言えば社会的・文化的に構築・規定された性のあり方、つまり「女らしさ」、「男らしさ」のことを指していたが、これまで述べてきたようにジェンダー規範が異性愛主義、男性優位主義を土台としていることを考慮すれば、ジェンダーを従来の意味で捉えるだけでは不十分であると思われる。男性は女性を性愛の対象とする、女性は男性を性愛の対象とする、という観点、男性は女性より優位に位置するという観点もジェンダー規範の中に含まれているものと考えるのが妥当だと思われる。ただし、現時点ではジェンダー規範に異性愛であることを含めて考えることが必ずしも一般的とはなっていないので、私は当面、「異性愛主義的・男性優位主義的ジェンダー規範」と呼ぶこととする。

ヘテロセクシズム (異性愛に排他的価値を置く主義) とホモフォビア (同性愛を忌避・嫌悪する心的態度) は、表裏一体のものと考えることができる。セクシズム (性差別主義) とジェンダー規範は、表裏一体のものと考えることができる。「ヘテロセクシズムとホモフォビア」と「セクシズムとジェンダー規範」は正の相関関係にある。上述の4つを包括的に表すと、異性愛主義的・男性優位主義的ジェンダー規範と言える。これを図示すると以下のようになる。



異性愛主義的・男性優位主義的ジェンダー規範

「1 問題設定」で述べたとおり、私はヘテロセクシズムが学校でどのように再生産されるのかを実証的に研究したい。学校に身を投じてヘテロセクシズムの再生産過程を捉えるということは、いきおいそれが学校の成員間におけるヘテロセクシズムの受容過程・ホモフォビアの生成過程を捉えることにも共時的に繋がっていく。それに際して、ジェンダー規範とセクシズムの有り様にも合わせて注意を払うことになる。私の研究視角は、ヘテロセクシズムの再生産過程に主眼を置きつつ異性愛主義的・男性優位主義的ジェンダー規範を捉えるというものである。

#### 3 研究方法

私は日本の学校でヘテロセクシズム、ひいては異性愛主義的・男性優位主義的ジェンダー規 範がどのように再生産されるのかを実証的に研究したいと考えているが、その際に日本の学校 での再生産の様式を相対化しその様式の存在基盤をより深く的確に捉えるためにも、英国の学 校との比較という方法を採りたい。日本と英国は宗教の違いもあり、同性愛に関してかなり異 なる社会風土を有していると思われる。近年まで日本では同性愛者の存在は顕在化しておらず、 一般に存在が抹消されていた。それゆえ同性間の性行為を処罰する法律はなかった。それに対 して英国は1533年のAct of Henry VIII on Sodomy (9) で男色が禁止されており、1967年の Sexual Offences Act (10) によって21歳以上の人が同意の上でプライベートな空間で行う件 行為が脱犯罪化されるまで、男性間性交渉は犯罪として処罰の対象であり続けた。社会におい て非顕在的位置に押しとどめられていることの裏返しとして同性間の性交渉を処罰する法律の ない日本と、同性愛者の存在が顕在化しており1967年まで処罰の対象となった英国の学校をそ の文脈を考慮に入れた上で両国の学校を比較することには少なからぬ意義があると思われる。 さらに、他方、日本も英国も家父長的社会であるという共通項を持っている。これら両国の社 会風土、歴史的文脈の類似点と相違点を考慮に入れつつ、日本の現状を浮き彫りにしたい。な お、1999年5月現在の英国には6人のゲイの国会議員がおり(11)、論議を呼んでいる。そう いった状況が学校現場に何をもたらしているのかにも注目していきたい。

#### 4 日英両国における同性愛

#### 1)日本における同性愛

日本で「同性愛」という言葉が登場するのは性科学の先進国ドイツから性科学が輸入された後の1920年頃であり、それ以前は「男色」や「衆道」などと呼ばれており、それらは現代のように「普通」と異なる性欲から生じるのとは考えられていなかったという。江戸時代には、井原西鶴の『好色一代男』の主人公の世之介が、生涯に3742人の女性とともに、725人の少年を愛していることや、当時の川柳に、「ちょっちょっと陰間も買って偏らず」(遊女ばかりでなく、ときどき陰間=男娼も買って、女色だけにかたよらないようにした)という川柳にも見られるように、一人の男が女性も男性も性愛の相手とすることは奇異なことではなかったという(12)。1920年代以降同性愛を「変態」とみなすようになり、現在まで続いていると思われる。1979年(昭和54年)に文部省が発行した『生徒の問題行動に関する基礎資料ー中学校・高等学校編ー』には「倒錯型性非行」として同性愛があげられており、「健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るもので、現代社会にあっても是認されるものではないであろう」とある(13)。1993年(平成4年)1月に文部省はその記述が不適切であったことを認めて削除を決め、初等中等教育局中学校課の小川課長補佐は「文部省は、個人の愛の形について強制することはできない」とコ

メントした(14)。

1995年(平成7年)に厚生省は日本の「産業統計及び死因分類」に世界保健機関(WHO)が発行する『国際疾病分類 第10版』(『ICD-10』)を採用しており、『国際疾病分類第10版』は同性愛、異性愛、両性愛などの性的指向は「それだけではいかなる意味でも障害とはみなされない」と述べている(15)。

1996年12月、外務省総合外交政策局人権難民課の川田司課長は同性愛者の人権擁護 団体である動くゲイとレズビアンの会との話し合いの席上で、わが国が同性愛者を含む全ての不当な差別を禁止しており、その根拠は憲法第14条にあるとコメントし、さらに、憲法第14条が具体的に同性愛について触れていないことについて、この条項は例示規定となっており、同性愛も差別禁止の範疇に含まれると説明している(16)。

1997年には「府中青年の家裁判」の第2審判決が出た。「府中青年の家裁判」とは、1990年の2月に動くゲイとレズピアンの会が都の社会教育施設である府中青年の家の宿泊利用を拒否されたことに対して、東京都を相手取って提訴した裁判である(17)。1審、2審とも動くゲイとレズピアンの会が勝訴し、1997年の2審判決では「行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理(きめ)の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されている」と行政の責任について述べた(18)。

さて現在、子どもたちの同性愛に対する意識はどのようなものだろうか。中学1年生男子のうち「同性愛・ホモ・おかま・レズ」というような言葉で友達をからかったことが、「ある」87%、「ない」13%、中学1年生女子では、「ある」47%、「ない」12%、「わからない」41%という現状があり(19)、子どもたちの中の同性愛を忌避・嫌悪する意識は相当強いと言える。

#### 2) 英国における同性愛

英国で同性間の性行為を初めて禁止したのは、1553年のAct of Henry VIII on sodomy たと思われる。ただし、欽定訳聖書で「売春婦」の別の訳語として「女ソドマイト」という語を使っていることや王政復古時代のロンドンのソールズベリー・コートの女郎屋が「ソドム」や「リトル・ソドム」と呼ばれていることなどからわかるように、sodomyという語は男色のみを表す言葉ではなかった(20)。1861年にLaws on sodomy and gross indecency が施行されるまではsodomyは死刑に値した(21)。

1956年のThe Sexual Offences Act 1956では、It is felony for a person to commit buggery with another person or with an animal (引用者訳・・・人または動物とバガリーを行った者は重罪に処す)としている(22)。 buggery という語も厳密に男性間の性交渉を指すとは限らないようである。ソドムもバガリーももともと男女の生殖を目的とする性行為以外

を不道徳なものとして戒めたと推測される。

1967年のThe Sexual Offences Act 1967 によって同性間の性交渉は一定の条件の下で犯罪と は見なされなくなった。The Sexual Offences Act 1967は1.Amendment of law relating to homosexual acts in privateという項において (I) Notwithstanding any statutory or common law provision, but subject to the provisions of the next following section, a homosexual act in private shall not be an offence provided that parties consent thereto and have attained the age of twenty-one years (23) (引用者訳・・・制定法及び判例法の 規定にかかわらず、ただし次の以下の項目規定を条件として、両者が同意の上で、21歳に達し ていれば私的空間での同性愛行為は犯罪とは認めない)と 規定している。1980年代には教育の 領域で注目に値する動きがある。教育科学省が1986年に発行した『保健教育(5歳から16 歳)』では、中等学校段階(11歳から16歳まで)での学習項目の一つとして同性愛をあげ、以 下の指針を提示している。「・同性に魅力を感じることを経験するのは一過性であることが多 いが、中にはこの感情を成人期に達しても持ち続ける者がいることを知らせること。・同性愛 に対する社会の寛容度は著しく髙まっているとはいえ、多くの個人や集団は依然として同性愛 を不道徳であるとみなしているのでこの問題については慎重かつ客観的に指導しなければなら ないこと。・この問題は論争的なテーマなので担当の教師は学校管理機関、校長そして上級教 師に助言を仰ぐことが望ましいこと。」(24)。

1986年の1986 Education Actでは性教育の管理権をスクールガバナーの掌中に置いた (25)。政府は続いて、翌1987年に「学校における性教育」という回状を発行し、「性教育は 〈安定した家族生活・結婚生活と親として責任を持つことの良さ〉の児童・生徒の理解を助けることを基盤としなければならない」ことを明らかにした(26)。

1988年にはLocal Government Act 1988 が施行され、section 28で以下のように述べられている。

- (1) A local authority shall not
- (a) intentionally promote homosexuality or publish material with the intention of promoting homosexuality;
- (b) promote the teaching in any maintained school of the acceptability of homo sexuality as a pretended family relationship. (27)
  - "(1)地方当局は以下のことをしない
    - (a) 意図的に同性愛を助長したり同性愛を助長する意図を持って教材を発行すること:
    - (b)いわゆる家族関係として同性愛を受容することを公費補助学校で教えることを助長すること" (以上引用者訳)

これらはサッチャー政権のもとでの保守化の動きであると考えられる (28)。

1997年の下院選挙では、労働党が躍進して同性愛者の運動に理解のあるトニー・ブレア政権が成立し、この選挙で同性愛者の議員が3名誕生し、そのうちの一人であるクリス・スミス氏はブレア内閣の国民文化相(Secretary for National Heritage)に就任した(29)。現在では6人の国会議員がゲイであることを認めている(30)。議員自らが同性愛者であることを公言することは英国の社会全体に大きな影響を及ぼすと予想される。今後の展開から目が離せない。

#### 5 結語にかえて

政権が代わって同性愛者をめぐる動きが様々に展開される一方で、しかし、子どもたち、と くにレズピアンやゲイの子どもたちを取り巻く環境がすぐに変わるとは思えない。

Epstein (1997) は Birmingham Lesbian and Gay Youth Group のゲイへのインタ ビューを通して学校でのジェンダーをめぐる状況を描いている。白人の英国人で南ロンドンの グラマースクールに通っているSimon は以下のように言う。

But thinking back to when I was 13/14/15, if people weren't strong enough to play rugby for the school, then my biggest upset is that 'oh, you're a pooftah, you Nancy boy', you know. (31)

"でも13、14、15のころを思い返してみると、もし学校でラグビーをやるくらい強くないと、僕が一番イヤなのは、うわ、おまえホモ、オカマ、って言われることだったんです。" (引用者訳)

ここからは「雄々しく」あることが仲間から認められる条件であることが読み取れる。バダンテール (32) も言うように、男の子は「"女"でないこと」を証明することによって「男」となる。

Epstein は強制異性愛 (compulsory heterosexuality) の文脈で学校でのジェンダー関係を 吟味しないとジェンダー関係を完全に理解していくことは不可能だと言い、学校におけるセク シズムはヘテロセクシズムのレンズを通して理解する必要があると述べている (33)。

Prendergast とForreshaは '"Hieroglyphs of the Heterosexual" Learning about Gender in School' において子どもたちが学校でジェンダー (規範) を学ぶ様子を報告している (34)。 論文の題名にもしているように、登下校のときに子どもたちが通る路地裏の壁や柵への落掛き ('Sarah 4 Mark', 'Andy and Sally', 'Amanda loves Terry' 等や中傷、性器等の絵) を例に挙げ、毎日の登下校で目にする具象化された異性愛を「異性愛のヒエログリフ」と捉えて報告している (35)。

日本では同性愛者が可視化しておらず、学校で机を並べる友達の中にもいるという実感を持 ちにくいのではないかと推測できる。それゆえ深く考えずに友達同士で同性愛者を揶揄する冗 談などを言うことができるのではあるまいか。裏を返せば、同性愛者など自分の周りにはいないという無意識の前提を多くの人が持っているので、殊更に男性性、女性性を誇示しなくても同性愛者であると周りに思われずに済むと推測できる。一方英国では、教育科学省(当時)や国の法律でも同性愛が言及されるように日本より可視化している故に、男の子たちは自分が同性愛者ではないこと、つまり「女みたいな男」ではなく正真正銘の「男」であることを証明するために男性性を獲得し、誇示しなければならないのではないかと予見される。

日英の学校で、どのように・どのような異性愛主義的・男性優位主義的ジェンダー規範が再 生産されているのか。その"ヒエログラフ"がまず書かれる必要がある。そして、その記述を 基に、同性愛の子どもたちが安心して存在できる場を保障していくことが急務である。

私が中学1年のときの英語の先生は、Ms. という女性への敬称とそれが生まれた経緯を説明してくれた。その後、Ms. という言葉は私の中で時の経過とともに醸成され、私のジェンダー・センシティビティを高めてくれたように思う。同じように、例えば同性愛者の呼称である gay とそれが生まれた経緯(抑圧的な状況にあった同性愛者たちが、侮蔑的響きを持つ「ホモ」に代わる語として「陽気な、快活な」という意味の gay という言葉を自分たちの呼称として選び取った)を説明し、ホモフォビア(同性愛嫌悪)に侵されている子どもたちを解き放つことが可能なのではないか。また、例えば国語の教科書には、異性間の性愛・恋愛やそれらを示唆する記述はあるが、同性間の性愛・恋愛やそれらを示唆する記述はないと思われる。そういった隠れたカリキュラムに潜むヘテロセクシズムに批判的検討を加えることなどが、ヘテロセクシズムが貸徹していると思われる学校をヘテロセクシズムから自由にできるのではあるまいか。ヘテロセクシズムから子どもたちを、そして人々を自由にする可能性を、学校にこそ見いだせるのではなかろうか。

#### 注記

- (1) ケン・プラマー『セクシュアル・ストーリーの時代』、新曜社、1998
- (2) 風間孝他『ゲイ・スタディーズ』、青土社、1997
- (3) J.M.ライニッシュ他『最新キンゼイ・リポート』、小学館、p.213、1991 シェアー・ハイト『ハイト・リポート』、中央公論社、pp.416-417、1982
- (4) 小宮明彦「学校におけるヘテロセクシズム批判-教室の中の同性愛者たち-」 1997年度早稲田大学大学院教育学研究科修士論文、p.171、1998
- (5) リサ・タトル『新版フェミニズム事典』、明石書店、p.345、 1998
- (6) リサ・タトル、前掲書、p.140
- (7) リサ・タトル、前掲書、p.164

- (8) 掛札悠子『「レズビアン」である、ということ』、河出樹房新社、1992
- (9) Anna Marie Smith, New Right discourse on race and sexuality, Cambridge University Press, pp.208-209, 1995
- (10)HALSBUR Y'S STATUTES OF ENGLAND, THIRD EDITION VOLUME 8, LONDON BUTTERWORTHS, P.577, 1969
- (11)中田統一「中田統一のユーロな気分」、『バディ』 6 月号、テラ出版、p.64、1999
- (12)小田亮『性』、三省堂、 p.57、 1995年
- (13)『同性愛者と人権教育のための国連10年』、動くゲイとレズピアンの会、p.12、1998
- (14)(13)に同じ
- (15)(13)に同じ
- (16)(13)に同じ
- (17)動くゲイとレズビアンの会前掲書 p.11
- (18)動くゲイとレズビアンの会前掲書 p.8
- (19) 商柳美知子『性はHのことじゃない』、岩崎書店、p.54、1997
- (20)アラン・ブレイ『同性愛の社会史』、彩流社、 p.21、1993
- (21)ジェフリー・ウィークス『セクシュアリティ』、河出掛房新社、p.51、1996
- (22)HALSBURY'S STATUTES OF ENGLAND, THIRD EDITION VOLUME 8, LONDON BUTTERWORTHS p.423 1969
- (23)(11)に同じ
- (24)沖原豊・大谷光長編『各国の性教育と薬物教育』、東信堂、p.51、1988
- (25)Jeffrey Weeks, SEX, POLITICS & SOCIETY, Second Edition, Longman, p.295, 1989
- (26)(25)に同じ
- (27)Local Government Act 1988, HER MAJESTY'S STATIONERY OFFICE, p.27, 1998
- (28)Anna Marie Smith 前掲書 p.16
- (29)動くゲイとレズビアンの会 前掲書 p.35
- (30)(11)に同じ
- (31)DEBBIE EPISTEIN, "Boy'z Own Stories: masculinities and sexualities in school [1]", Gender and Education, Vol.9, No.1, Carfax Publishing Company, p.105, 1997
- (32)エリザベト・バダンテール『XY男とは何か』、筑摩書房、p.71
- (33)DEBBIE EPISTEIN 前揭論文 p.105
- (34)Shirley Prendergast and Simon Forrest, "'Hieroglyphs of the Heterosexual': Learning about Gender in school", New Sexual Agendas, NEW YORK UNIVERSITY PRESS, p.181, 1997
- (35)(34)に同じ